

平成 27 年度第 1 回 江南市個人情報保護審議会 議事録

- 日 時 平成 27 年 5 月 21 日（木）午前 10 時 45 分～午前 11 時 25 分
- 場 所 市役所 3 階 第 4 委員会室
- 委 員 出席委員 4 名（倉知正憲、浅野總一郎、矢野和雄、村瀬徳行）
- 傍聴者数 0 人
- 資料 1 臨時福祉給付金給付事業に伴う個人情報の目的外利用について
 - ・ 諮問する理由 ・ 支給対象者に関する情報 ・ 加算対象者に関する情報
 - ・ 個人情報の項目 ・ 個人情報の管理方法 ・ 利用する情報一覧
 - ・ 事業スケジュール ・ 事業概要 ・ 対象見込者数、給付見込額 ・ 推進体制
 - ・ スケジュール ・ 実施要綱 ・ 参考（国作成資料）

- 資料 2 子育て世帯臨時特例給付金給付事業に伴う個人情報の目的外利用について
 - ・ 諮問する理由 ・ 支給対象者 ・ 個人情報の項目 ・ 個人情報の管理方法
 - ・ 利用する情報一覧 ・ 事業スケジュール ・ 事業の概要
 - ・ 事業予算及び見込対象者数 ・ 推進体制 ・ スケジュール ・ 実施要綱
 - ・ 参考（国作成資料）

■会長あいさつ・総務部長あいさつ

●議題1 臨時福祉給付金給付事業に伴う個人情報の目的外利用について

福祉課長 (資料1に基づき説明)

委員 支給される金額はいくらになるのか。

福祉課長 年金特例水準の解消に伴う措置としての加算金は無く、平成27年10月から平成28年9月までの1年分で、一律6,000円である。

委員 支給対象者約16,000人とあるが、その年齢層は。

福祉課長 子どもも含まれる。

委員 昨年度も実施した事業であるが、昨年度の実績はどうか。

福祉課長 対象者の約87%が受給した。近隣市町と比較しても、かなり高い受給率である。

委員 昨年度、外部企業に委託した際、何か問題はあったか。

福祉課長 特にない。

委員 パート職員や臨時職員に対する個人情報の取扱いはどうなっているか。

福祉課長 身分は公務員となるため、守秘義務が適用される。

会長 審議会として、個人情報の収集、目的外利用及び提供について認めるものとする。

●議題2 子育て世帯臨時特例給付金給付事業に伴う個人情報の目的外利用について

子育て支援課長 (資料2に基づき説明)

委員 江南市の対象者は約14,000人ということであるが、受給者数約7,700人との差は何か。

子育て支援課長 対象児童数は約14,000人であるが、受給者はその親となる。

委員 昨年度も実施した事業であるが、昨年度の実績はどうか。

子育て支援課長 対象者の約95%が受給した。

委員 昨年度、外部企業に委託した際、何か問題はあったか。

子育て支援課長 特にない。

委員 派遣社員について、受け入れる予定はあるのか。

子育て支援課長 派遣社員の受け入れは行わない。

委員 この事業は、今後も実施されるのか。

子育て支援課長 今後の消費税増税の影響や国全体としての景気をもとに、検討される。

会長 審議会として、個人情報の収集、目的外利用及び提供について認めるものとする。

27 江個審答申第 1 号

平成 27 年 5 月 25 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市個人情報保護審議会

会 長 倉 知 正 憲

臨時福祉給付金給付事業に伴う個人情報の目的外利用について（答申）

平成 27 年 4 月 30 日付け 27 江福第 120 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

臨時福祉給付金給付事業に伴う個人情報の収集並びに個人情報取扱事務の目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供について

2 審議結果

本諮問について、相当な理由及び公益上の必要があることから、江南市個人情報保護条例第 7 条第 2 項に規定する収集の制限及び同条例第 8 条第 1 項に規定する利用及び提供の制限の原則の例外事項として、認めるものとする。

27 江個審答申第 2 号

平成 27 年 5 月 25 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市個人情報保護審議会

会 長 倉 知 正 憲

子育て世帯臨時特例給付金給付事業に伴う個人情報の目的外利用について（答申）

平成 27 年 5 月 7 日付け 27 江子第 104 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

子育て世帯臨時特例給付金給付事業に伴う個人情報の収集並びに個人情報取扱事務の目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供について

2 審議結果

本諮問について、相当な理由及び公益上の必要があることから、江南市個人情報保護条例第 7 条第 2 項に規定する収集の制限及び同条例第 8 条第 1 項に規定する利用及び提供の制限の原則の例外事項として、認めるものとする。